

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

舌 津 一 良

学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について（通知）

学校用地取得費補助金（下記1(1)に掲げるものをいう。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を学校用地取得費補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定により、同法施行令第14条第1項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成11年4月1日付け文教施第66号文部省教育助成局長通知）により取り扱ってきたところですが、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の簡素化及び弾力化を図ることとし、今般「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について」が別添1のとおりまとめられました。

ついでには、従来の取扱いを改正し、学校の統廃合等に伴う財産処分手続を弾力化し、学校用地の有効活用を促進することとしました。平成20年6月1日以降はこの承認基準を踏まえた上で、下記により取り扱うこととしますので、このことを域内の市町村に周知し、廃校となった学校用地の有効活用を積極的に図っていただくことをお願いします。

なお、本財産処分を行う場合には、学校用地取得費補助金の趣旨に鑑み、設置者においては、当該財産処分により学校用地に不足が生じないこと、児童生徒等の安全及び教育環境への配慮が十分に行われていることなど学校教育の円滑な実施に支障が生じないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るように努められるよう十分配慮願います。

記

1 対象となる補助金及び用地の範囲

(1) 対象となる補助金

- ① 公立学校施設整備費補助金（特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業）
- ② 児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金
- ③ 児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助金

- ④ 提供施設代替借用校地購入費補助金
- ⑤ 安全・安心な学校づくり交付金（提供施設代替借用校地購入事業）

(2) 財産処分の承認に係る用地の範囲

学校用地取得費補助金の交付を受けて取得した学校用地（学校用地取得費補助金を受けていない学校用地であって、学校用地取得費補助金を受けている学校用地との換地を承認された部分を含む。）

2 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第22条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式1の「学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

(2) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、4(2)に規定する納付金を国庫に納付した場合は、この限りでない。

(3) 経由機関

市町村が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

3 承認とみなす事項（包括承認事項）

2(1)にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす。（ただし、学校用地に不足が生じる場合は、この限りではない。）

(1) 報告事項

次に掲げる財産処分であって、別紙様式2の「学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

- ① 国庫補助事業完了後10年以上経過した学校用地の無償による財産処分（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）
- ② 国庫補助事業完了後10年未満の学校用地の無償による財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画、又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの。

(2) 学校用地制限期間の経過

学校用地取得費補助金の交付決定を受けた日の属する年度を初年度とし、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」（昭和60年3月5日付け文部省告示第28号）の別表で定める学校用鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物に係る処分制限期間（以下「学校用地制限期間」という。）を経過した学校用地については、その期間到来をもって、適正化法第22条に規定する承認があったものとして取り扱う。

(注) 地域再生計画認定

学校統廃合等に伴う財産処分を行うにあたって、地域再生法（平成17年法律第24号）第

5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の認定を受けたものとみなされ、この承認基準に定める手続を要さない。（この場合は、国庫補助事業完了後10年を経過していないものであっても対象とする。）

4 納付金の取扱い

(1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する場合には、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

- ① 包括承認事項
- ② 学校用地取得費補助金を受けずに保有している当該学校用地又は関連学校（分離新設がなされた場合、分離新設の母体校をいう。）用地との換地を行う場合の当該換地部分
- ③ その他文部科学大臣が特に認める場合

(2) 国庫納付を条件として承認する場合

上記(1)以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の面積に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の面積に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫納付するものとする。

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

市町村長名 (記名押印又は署名)

学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、別紙のとおり承認して下さるよう関係資料を添えて申請します。

記

1 処分の内容

学校名	補助年度	事業名	補助対象面積	補助金額	最近の財産処分直後又は当初の校地面積	今回財産処分申請に係る面積・金額		処分内容	処分予定年月	備考
						面積	金額			
			m ² ()	千円	m ² ()	m ² ()	千円			

() 内は校地有効面積の内書き

2 経過及び処分の理由

3 添付書類

- (1) 実績報告書
- (2) 建物の配置図・実測図、学校用地管理台帳
- (3) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名

印

(記入要領)

○処分の内容

- 1 「事業名」欄：事業名 (急増市町村、急増市町村規模適正化、特定市町村、提供用地) を記入する。
 - ※1 急増市町村：児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金
 - ※2 急増市町村規模適正化：児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助
 - ※3 特定市町村：特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業
 - ※4 提供用地：提供施設代替借用校地購入費補助金、提供施設代替借用校地購入事業
- 2 「今回の財産処分申請に係る面積・金額」欄：今回財産処分申請面積及び財産処分申請に対する補助金相当額を記入する。
- 3 「処分内容」欄：財産処分の種類 (目的外使用、譲渡、貸与等) 及び処分先などを記入する。
- 4 その他：換地の場合は「備考」欄に「換地」と記入する。

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

市町村長名 (記名押印又は署名)

学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、平成20年6月18日付け20文科施第121号「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

1 処分の内容

学校名	補助年度	事業名	補助対象面積	補助金額	最近の財産処分直後又は当初の校地面積	今回財産処分申請に係る面積	処分内容	処分予定年月	備考
			() m ²	千円	() m ²	() m ²			

() 内は校地有効面積の内書き

2 経過及び処分の理由

3 添付書類

- (1) 建物の配置図・実測図、学校用地管理台帳
- (2) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名

印

(記入要領)

○処分の内容

- ※1 ※2 ※3 ※4
- 1 「事業名」欄：事業名（急増市町村、急増市町村規模適正化、特定市町村、提供用地）を記入する。
 - ※1 急増市町村：児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金
 - ※2 急増市町村規模適正化：児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助
 - ※3 特定市町村：特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業
 - ※4 提供用地：提供施設代替借用校地購入費補助金、提供施設代替借用校地購入事業
- 2 「今回の財産処分申請に係る面積」欄：今回財産処分申請面積を記入する。
- 3 「処分内容」欄：財産処分の種類（目的外使用、譲渡、貸与等）及び処分先などを記入する。

(別添1 (抜粋))

20文科会第189号
平成20年6月16日

文教施設企画部長
生涯学習政策局長
初等中等教育局長
高等教育局長
科学技術・学術政策局長 殿
研究振興局長
研究開発局長
スポーツ・青少年局長
国際統括官
文化庁長官

文部科学省大臣官房会計課長
戸谷 一夫

文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について (通知)

標記のことについて、別添のとおり、文部科学省所管一般会計に係る補助金等にかかる財産処分承認基準を制定しましたので、通知いたします。

各部局の長におかれては、原則として、この承認基準に基づき対応いただくようお願いいたします。

なお、各部局が所管する補助金等について既に承認基準を制定している場合は、引き続き当該基準に従って対応いただくとともに、本承認基準の制定後、特段の事情により必要がある場合には、別に各部局の長が本承認基準の特例を定めることができるものとするので、適切に対応いただくようお願いいたします。

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

（注1）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

（注2）一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

（注3）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産

処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

(注4) 処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

- 2 地方公共団体以外の者が行う財産処分
(略)
- 3 担保に供する処分(抵当権の設定)
(略)

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額(施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)又は貸付年数(処分制限期間内の期間に限る。)の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。)を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

別紙1
(略)

別紙2
(略)